

**事業主・被保険者の皆様へ**  
**雇用保険法が改正され、**  
**雇用保険料率に変更になりました。**

平成 21 年度 (平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月まで) の雇用保険料率

	雇用保険料率	うち事業主負担	うち被保険者負担
一般の事業	11/1000	7/1000	4/1000
農林水産・酒造	13/1000	8/1000	5/1000
建設業	14/1000	9/1000	5/1000



平成 22 年度(平成 22 年 4 月 1 日)からの雇用保険料率

	雇用保険料率	うち事業主負担	うち被保険者負担
一般の事業	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
農林水産・酒造	17.5/1000	10.5/1000	7/1000
建設業	18.5/1000	11.5/1000	7/1000

**※高年齢労働者の雇用保険料の免除**

保険年度の初日(4月1日)において満64歳以上の被保険者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く)の雇用保険料は被保険者及び事業主負担とも免除されます。

平成22年度から保険料が免除されるのは、生年月日が昭和21年4月1日までの方です。

**※雇用保険料の負担額**

被保険者負担額は賃金の総支給額(通勤手当含む)に被保険者負担率を乗じて算出し賃金から控除してください。事業主負担額は保険料の申告納付額から被保険者負担分を差し引いた残りが事業主負担となります。

ハローワーク大阪西(公共職業安定所)